

多摩市

第1層生活支援体制整備事業 業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

目 次

1	事業件名について	P	1
2	事業の概要について	P	1
3	公募型プロポーザル方式の採用理由と導入効果	P	3
4	公募の条件	P	3
5	参加申込みの手続き	P	3
6	提出書類及び提出日時	P	4
7	審査方法及び基準	P	5
8	審査結果の通知	P	7
9	その他	P	7
10	契約に関する基本的事項	P	7
11	スケジュール	P	8

資料及び様式

- 多摩市第1層生活支援体制整備事業業務委託事業者選定審査基準表
- 多摩市第1層生活支援体制整備事業業務委託公募型プロポーザル参加申込書【様式1】
- 市民団体や民間事業者等とのネットワーク構築に関する活動実績【様式1-1】
- 「企画提案書」【様式2】
- 「経費見積書」【様式3】

多摩市第1層生活支援体制整備事業業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

1 事業件名

多摩市第1層生活支援体制整備事業業務委託

2 事業の概要について

(1) 事業の主旨

本事業は、従来のフォーマルサービス（制度に基づいて提供されるサービス）のみではなく、インフォーマルサービス（地域の支え合い・民間サービス等）などの生活支援や支え合い活動を把握、または創造していくことを目的としている。

その際、地域の支え合い活動等を推進する為、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等を生活支援体制整備事業として実施する。

(2) これまでの経過

平成29年度から第1層生活支援体制整備事業業務を公募型プロポーザルで決定した業者に委託し、第1層協議体として「多摩市まるっと協議体」を設置した。

現在までの6年間で第1層協議体である「多摩市まるっと協議体」を定着させ、協議体を3つの分科会（移動・生活支援・啓発）に分け、課題や支え合い、生活支援サービスなどについて検討してきた。居場所のモデル事業と高齢者の移動についてニーズの高い地域で懇談会を行い、令和元年度には移動のモデル事業を地域住民と協働し実証実験を行った。他にも、生活サポーターの養成や啓発ツールの作成・配布等を行ってきた。また、コロナ禍における健康二次被害を防止するため、第1層協議体の委員や第2層生活支援コーディネーターと連携し、高齢者のフレイル予防に関する啓発活動を行った。

(3) 事業の実施目的

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住みなれた地域で生きがいを持って在宅生活を維持するために必要となる、多様な主体による生活支援サービスや地域の支え合い体制を構築するため、市民団体や民間事業者等多様な団体とのネットワークをつくりながら、支援ニーズとサービスのコーディネート及び、地域に不足するサービスの創出を行うこと。

(4) 業務内容

ア 全市的な生活支援・介護予防サービスのコーディネート等に関する以下の業務

(ア) 生活支援・介護予防サービスの把握及び地域に不足するサービスの創出

(イ) 高齢者などが担い手として活動する場の確保等

(ウ) 関係者間の情報共有、生活支援サービス提供主体間の連携の体制づくり等

(エ) 地域のニーズと資源情報についての市民への情報提供

イ 社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO、老人クラブ連合会、自治会・管理組合、シルバー人材センター、生活共同組合等の生活支援サービス提供主体等が参画する定期的な情報提供・連携強化の場（第1層協議体（多摩市まるっと協議体））の開催及び連携・協働に

関する業務

ウ 日常生活支援等の担い手となるボランティア（生活サポーター）の養成に関する業務

(5) 実施体制

ア 業務を主に担当する生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)1名以上を配置すること

- ① 法人業務との兼務は可能とする。
- ② 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は資格の有無を問わないが、市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体の調整を適切に行うことが可能な者とする。
- ③ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、所属する法人等の利益によることなく、公平・中立な立場で活動を行うこととする。
- ④ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、選任された時点で国や都が実施する研修を受講していない場合は速やかに当該研修を受講し、資質の向上に努めることとする。

イ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置場所は、原則として受託した法人の設置場所とする。

ウ 生活支援コーディネーターの属する団体は、コーディネーターをサポートする体制をつくることとする。

(6) 予定契約期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日まで（令和6年度からの第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間と同じとする。）

(7) 契約目途額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

23,940千円（7,980千円×3箇年）

(8) 事業に要する経費について（契約目途額を含む）

市は予算の範囲内で、業務の実施に要する次に掲げる経費を、委託料として受託者へ支払うものとする。

ア 人件費

イ 旅費（生活支援コーディネーターが所定の研修に参加する場合や東京都主催、各市主催の会議に参加する場合に限る）

ウ 消耗品費

エ 会場費

オ 役務費

カ その他業務を行ううえで必要な経費

3 公募型プロポーザル方式の採用理由と導入効果

本事業は、インフォーマルサービス（地域の支え合い・民間サービス等）などの生活支援や支

え合い活動を把握し、新たな支援を創造していくこと目的としている。そのため、市民団体や民間事業者等多様な団体との柔軟で幅広いネットワーク作りが重要である。

このことから、価格競争という視点ではなく、公募型プロポーザル方式を採用することにより、市民団体や民間事業者等多様な団体とのネットワーク構築で柔軟な取り組みを行っている実績や住民主体のまちづくりを進めていくための企画を提案させたうえ、実行性及び企画力のある優れた資質を有する事業者の選定が期待できるプロポーザル方式を採用する。

4 公募条件

(1) 募集法人

委託先については、事業運営における信頼性及び安定性を考慮し、以下の条件を全て満たす非営利法人（NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、協同組合等）とする。

- ア 多摩市内に主たる事業所等、活動の拠点を有する法人であること。
- イ 市民団体や民間事業者等とのネットワーク構築に関する活動実績があること。

(2) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することは不可とする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。多摩市の契約案件において、過去3年間で、同施行令第167条の4第2項の規定に該当したことがある者。
- イ 最近1年間の法人税について未納の者。
- ウ 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者。
- エ 暴力団【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。】又は暴力団員等【多摩市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年3月31日多摩市告示269号）第2条第4項に規定する暴力団員等をいう。】である者。
- オ 多摩市指名業者指名停止基準に該当し、申込時点・参加決定通知時点で指名停止中である者。
- カ その他関係法令、規則等に違反がある者。

5 参加申込みの手続き

(1) 募集要項の配布

以下のとおり募集要項を配布する。

ア 配布日時

令和5年8月18日(金)から令和5年9月4日(月)の期間、平日の午前9時から午後5時まで

イ 募集要項・応募様式配布場所

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

多摩市役所本庁舎1階 健康福祉部 高齢支援課 介護予防推進係

- * 郵送での配布は行わない。
- * 多摩市公式ホームページからダウンロード可。

URL <https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/keiyaku/yotei/1005555.html>

6 提出書類及び提出日時

(1) 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は以下の通り、参加申込書と添付書類（法人に関する書類一式）を提出すること。提出時に市が提出書類を確認、受理する。書類内容に不備及び応募要件に該当しない場合は、参加決定通知を送付しないものとする。

ア 多摩市第1層生活支援体制整備事業業務委託公募型プロポーザル参加申込書【様式1】

イ 添付書類（法人に関する書類一式）

1. 定款・・・・・・・・・・1部
2. 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書・・・・・・・・・・1部
3. 印鑑証明書（応募申込日3ヶ月以内に発行されたもの）・・・・・・・・・・1部
4. 直近1年の多摩市納税証明書・・・・・・・・・・1部
（非課税法人については、その旨を記載する法人の長の証明を添付すること）
5. 法人及び事業概要のわかるパンフレット等【任意書式】・・・・・・・・・・7部
 - ①法人の概要・沿革・運営方針
 - ②役員構成
 - ③現在行っている事業の実績・概要を記載した資料等
6. 市民団体や民間事業者等とのネットワーク構築に関する活動実績（様式1-1）・・・・・・・・・・7部

窓口にて上記書類が受理された後、下記の書類をファイル等に綴り原本1部、副本6部を提出すること。なお、副本は、審査に用いるため、事業者名等を特定するものを入れず、無記名とする。

ウ「企画提案書」【様式2及び任意の補足資料】

エ「経費見積書」【様式3】

オ その他、必要と認められる書類を求める場合もある。

(2) 提出書類様式入手方法

多摩市役所1階高齢支援課窓口で配布及び多摩市役所ホームページよりダウンロード可。

(3) 提出締切日

参加申込書、法人に関する書類一式： 9月4日（月）午後5時まで

企画提案書、経費見積書、他： 10月16日（月）午後5時まで

(4) 提出方法

多摩市役所高齢支援課窓口へ直接提出（事前に提出の日時を電話で連絡すること）または郵送による提出（郵送の場合は、提出締切日必着とする。）

*提案書作成に関する費用…事業者負担

*提案書の返却…行なわない

(5) 質問に対する対応

ア 受付方法

本提案依頼書に関する質問は、質問文書を電子メールに添付のうえ、下記に記載のメールアドレス宛に送付すること。この際に、質問の対象とする資料名、該当箇所及び回答先の記載を忘れないこと。未送達防止のため、以下のメールアドレスへ質問を送信後、電話で連絡をすること。

多摩市高齢支援課

Eメールアドレス tm214000@city.tama.tokyo.jp

連絡先電話番号 042(338)6924

イ 質問の受付期間

令和5年9月26日(火)午後5時までとする。

*上記期間外は、質問には回答できない。又、電話・口頭での質問は一切受け付けない。

ウ 質問書回答について

質問への回答は、令和5年10月4日(水)午後5時までに参加者全員に電子メールにて回答する。

7 審査方法及び基準

(1) 審査の進め方

事業受託事業者選定に関する審査は、「多摩市第1層生活支援体制整備事業業務委託企画提案審査委員会設置要綱」に基づき設置された審査委員会にて、事業者の提案（書類及びプレゼンテーション等）を審査することで行う。

審査は2段階とし、第一次審査では提出された書類の書類選考を実施、第二次審査ではプレゼンテーション及び審査委員によるヒアリングを実施し、評価点の最も高い事業者を最適受託候補者として選定する。本市にて設定した評価基準に基づき、審査委員会が客観的に、公平かつ厳正に評価を行う。

(2) 審査方法

ア 応募資格確認

プロポーザル参加申込書の提出時に事務局が提出書類確認を行い受理する。書類内容の不備及び応募要件に該当しない場合は、参加決定通知を送付しないものとする。

イ 第一次審査

応募事業者に対して提出書類に基づく法人の実績や企画提案内容について書類により審査を行う。

※第一次審査時に4法人以上の申込みがあった場合は、第二次審査に進めるのは上位3法人までとする。

ウ 第二次審査

第一次審査において提出された内容によりプレゼンテーション及び審査委員によるヒアリングにより審査する。実施の詳細は該当の事業者へ通知する。

審査委員会が審査をするにあたって、公平性を期すため、プレゼンテーション資料の中には、社名やロゴは記載せず、事業者自身も名札や社章等を外した上で審査を行うこと。

エ 総合評価

提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容を含め、評価項目に基づき総合的評価審査を行う。

(3) 審査委員会の構成

健康福祉部長、高齢支援課長、介護保険課長、健幸まちづくり推進室長、地域ケア推進係長、学識経験者（計6名）

(4) 審査委員会は、以下の項目を選定の基準として、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき提案内容を評価し、評価点を与える。

ア 委託事業の内容を理解し、的確な提案を行っているか。

イ 生活支援コーディネーターの配置及び支援体制は整っているか

ウ 実施に関して実行性のある内容かつ、事業目的を達成する上で有効な内容か

エ 多様な主体間のネットワーク構築に関する活動等を行っているか

オ 活動予算の積算内訳が妥当な内容であるか

(5) 審査の項目ごとの配点は以下のとおりとし、詳細は審査委員会において定める審査要領において規定する。

審査項目	配点
一次審査	
実施方針	150点
業務実施体制	120点
事業計画	210点
過去の実績	90点
積算の経費	100点
二次審査	
プレゼンテーション・ヒアリング	240点
合計	910点

① 一次審査の各評価の得点の合計点が最低基準点(満点の5割)を上回った者のうち、得点が高い順にランク付けを行い、上位3者を第一次審査通過者とする。また、第一次審査通過者以外で一番得点の高かった者を、第一次審査の次席者とし、第一次審査の通過者の中から辞退等の要因で欠員が生じた場合に、第二次審査へ進むものとする。

② 第一次審査の得点と第二次審査の得点を合わせた合計点の高い順にランク付けを行い、受託候補者を選定する。

③ 合計点数は910点満点とし、審査基準点455点以上とし、下回ったものは失格と

する（配点合計の5割以上）。

- ④ 審査対象者が1事業者の場合も、上記基準点を適用するものとし、基準点以下の場合には選定しないものとする。

8 審査結果の通知

提案書提出者全員へ、第1次審査結果を令和5年10月下旬、第2次審査結果を令和5年11月下旬に文書で通知する。

9 その他

- (1) 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。
- (2) 提出された書類等一式は、返却しない。
- (3) 契約手続きは、多摩市契約事務規則の規定による。
- (4) 提案書等が提出されない場合は、辞退とみなす。
- (5) 本プロポーザルへの応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- (6) 選定結果は、全ての参加者に文書で通知する。この選定結果に対する異議申し立ては受理しない。
- (7) 事業者の選定委員会委員、本市職員及び関係者に対して、本件提案についての接触を禁止する。接触の事実が認められた場合は、失格となることがある。
- (8) 団体の提出する書類の著作権は、それぞれの団体に帰属する。なお、本事業において公表する場合その他必要と認めるときは、多摩市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。